とくしま農林水産フェス（仮称）開催事業 仕様書

１　委託業務名

とくしま農林水産フェス（仮称）開催事業

２　委託期間

契約締結日から令和８年３月１３日まで

３　委託業務の目的

徳島県の豊かな農林水産物の魅力や販路開拓・生産振興の取組を一丸となって発信する機会を創出し、県民と県外の実需者等に本県の農林水産業や県産食材の魅力を認識いただき、「徳島ファン」の創出や本県への誘客を促進することにより、販路拡大、ひいては本県農林水産業の発展に資することを目的とする。

４　開催概要

（１）名　称：とくしま農林水産フェス（仮称）
（２）開催日：令和７年１０月２６日（日）、２７日（月）
（３）会　場：アスティとくしま（徳島市山城町東浜傍示１番地１）
（４）内　容：
　ア　ライブキッチンなどのステージイベント
　イ　県産農林水産物・加工品・飲食物などのマルシェ
　ウ　子供向けの農作業体験やワークショップ
　エ　農林水産業の技術や機械展示、就業相談
　オ　農林水産物の販路拡大のための商談会
　カ　県内農林水産事業者向けのセミナー、異業種交流会、ブランディング成果発表会
　キ　農林漁業を体験するバスツアー及び県内飲食店周遊キャンペーン
（５）来場者：１０，０００人（予定）
（６）入場料：無料

５　業務内容

（１）企画・運営業務

①企画・運営

「とくしま農林水産フェス（仮称）」（以下、「フェス」という。）を効果的かつ円滑に実施し、本県農林水産業の魅力を伝え、本県への誘客を促進することができるよう独自性のある企画の提案、運営を行うこと。なお、企画内容に即したフェス名を提案すること。

②調整及びスケジュール管理

ア　出演者や出展者、来場者等からの問い合わせ窓口を設置し、緊急時の場合のみならず、業務に係る事項について速やかに報告・連絡・対応が可能な体制を整えること。
イ　保健所や消防等との協議、各種許可の届け出・申請等の手続きを行うこと。
ウ　出展内容、ブース設置場所やコマ数、電気・給排水整備工事等の有無、会場レイアウトや出演スケジュール等を作成、調整すること。
エ　会場管理者および県、関係団体とも調整の上、マニュアルの作成・配布や事前説明を実施すること。
オ　スケジュールを把握し、誠実かつ円滑に業務を実行すること。スケジュールに変更が生じた場合は速やかに県と調整すること。

（２）実施業務

①ステージイベント

ア　県と協議し、農林水産業に関するステージイベントを提案、実施すること。

イ　ステージイベントの１つに本県ならではの食材を使ったライブキッチンを１０月２６日に開催すること。県が想定するライブキッチンの講師を活用し企画・実施すること。ただし、日程等の関係で活用できないときは県と調整し、実施すること。

※想定講師

「クープ・デュ・モンド・ドゥ・ラ・パティスリー２０２５」優勝メンバー

簾 雅典　氏、的場 勇志　氏、宮﨑 龍　氏

ウ　講師・出演者への謝金や使用する機材、食材、その他調整に係る費用は本事業費から支払うこと。

②マルシェ

ア　会場内に８０ブース程度を設置し、次のa～cの要件を満たすマルシェ出展事業者を県と協議の上、募集すること。ただし、「とくしま特選ブランド※１」認定事業者、「阿波ふうどスペシャリスト※２」、（以下、「スペシャリスト」という。）、商品開発に取り組む高校生等県内教育機関には必ず案内すること。

a 徳島ならではの農林水産物や加工品の販売ができる者または、飲食物の提供ができる者とし、飲食物を提供する者は後に記載する「⑦県内飲食店周遊キャンペーン」にフェス会場内で参加すること。

b 食中毒、異物混入等の発生を防止する体制や設備が整っており、適正な品質管理に努めている者。

c 自ら搬出入ができる者。

イ　出展料は、原則１ブース１万円程度を徴収すること。ただし、教育機関や福祉団体等の出展については県との協議を踏まえ徴収額を決定の上、出展要領を定めること。

ウ　出展にかかる基本仕様以外の資材・機器等の経費（展示物、電気・給排水の設置工事費及び、使用料等）についても出展者負担とすること。

エ　キッチンカーの出展希望は、ア、イと同様に募集・選定すること。

③農林水産業の技術体験・展示・就業相談ブースの設置

ア　会場内で、将来の担い手育成に繋がるような農林水産業に関する子供向け体験ブースを提案、実施すること。

イ　本県の農業技術や機械展示ブースを設置すること。設置内容については、県と協議し決定すること。

ウ　農林漁業への就業を目指す方向けの農林水産業相談コーナーを設置すること。アドバイザーについては、県と協議の上調整すること。

④商談会

ア　会場内で県内農林水産事業者の販路拡大のための商談会を開催すること。

イ　県内農林水産事業者は概ね３０者以上が参加できるように募集し、とくしま特選ブランドの認定事業者には必ず案内すること。

ウ　バイヤー等については、食品・非食品を問わず、百貨店、量販店、飲食店、ＥＣサイトの運営事業者等から選定し、２０者程度が参加できるように調整、招聘すること。バイヤー招聘に係る経費は本事業費から支払うこと。

エ　参加する県内事業者とバイヤー双方の事前希望調査をもとにマッチングさせ、商談を設定すること。

オ　商談会の進行、タイムキーパーを配置し、トラブルが起きた際は速やかに対処すること。

⑤県内農林水産事業者向けのセミナー、異業種交流会、ブランディング成果発表会

ア　フェス会場内でその他の県事業と連携して行う、スキルアップセミナーやブランディング成果発表会、６次産業化異業種交流会が実施できるよう会議室等の準備・調整を行うこと。

イ　セミナー講師は県が調整し、謝金を支払う。

ウ　その他、関係事業者団体等がフェス会場を使用してセミナー等を開催する場合は、会場使用料を徴収すること。

⑥農林漁業体験型ツアー

ア　フェス会場を始終点とし、本県農林水産物の魅力が伝わる日帰りの収穫体験等のバ

スツアーを１０月２６日に実施すること。
イ　講師はスペシャリストを活用し、企画・調整・講師料の支払いを行うこと。
ウ 参加者は、事前募集とし３０名を目標とすること。詳細は別途、県と協議すること。

⑦県内飲食店周遊キャンペーン

ア　フェスに先行して、幅広い世代の県民と旅行者が「阿波ふうど繁盛店※３」（以下、「繁盛店」という。）等県産食材を扱う県内飲食店を周遊できるスタンプラリー方式のキャンペーンを企画・開催すること。
イ　期間は、フェス開催日を含む８月から１０月を目安とし、適切に設定すること。
ウ　繁盛店及び県産食材を扱う県内飲食店から１００店舗以上の参加を募ること。
エ　店舗への参加確認及び情報の収集、マニュアルとＰＲ資材等の作成・配布及びその他必要な調整を行うこと。
オ　前に記載する「②マルシェ」の飲食物を提供する事業者を参加店舗とし、フェスの会場内にスタンプラリー用紙の回収箱等を設置すること。詳細は別途、県と協議すること。

⑧アンケートの実施

ア　アンケート等を実施し、事業効果について分析すること。
イ　アンケートの内容は、事前に県と十分に協議することとし、多くの回答が得られるよう工夫すること。

（３）会場設営・撤去

ア　フェス会場は、前日準備を含め県が確保するが、開催に関する会場管理者側との連絡調整や支払いについては業務に含めること。
イ　備品機材等の準備・搬入・据付、給排水電気工事、会場装飾等必要な物品など、会場設営、撤去までを行うこと。
ウ　タイトル看板や案内看板、協賛企業の紹介パネルなどデザインを含めて作成し、会場内外に設置、掲示すること。
エ　会場の施設、スペースを有効に活用し、来場者が安全かつ、効率的にイベントを楽しめるレイアウトとすること。
オ　ライブキッチンが行えるステージを設置し、多くの人が見られるようにすること。
カ　飲食スペース、休憩スペースの確保を行うこと。
キ　商談会、セミナー開催に必要な会議室や設備等の準備、片付けを行うこと。
ク　関係者・出展者・来場者用の駐車場・公共交通機関等利用計画、安全管理上必要な警備員及びスタッフの配置計画を作成すること。また、来場者の利便性を考慮するとともに周辺住民にも最大限配慮すること。

（４）広報宣伝・周知等

ア チラシ、ポスター等の作成・印刷およびこれら媒体を使用した広報を実施すること。
イ　各メディアやＳＮＳ、ＷＥＢ、空港や駅、県内施設等を活用した効果的な広報活動を企画提案し実施すること。
ウ　フェスのＰＲに併せて周遊キャンペーンのＰＲも実施すること。
エ　フェス来場者へ配布するパンフレットを作成すること。印刷部数は企画提案を受けて協議の上決定する。

（５）損害保険等への加入

イベントでの事故や食中毒等の不慮の事態に備え、必要な保険に加入すること。

６　協賛金等の取り扱いについて

（１）受託者はイベントの開催にあたって、協賛メニューを設定し、協賛企業・団体等に募集するなど、協賛金に関する一切の事務を行うこと。
（２）協賛メニュー、協賛企業候補先、企画管理手数料等を企画提案時に明記すること。
（３）事業収入を充てて事業を拡大して実施する場合には、県と受託者で協議を行うこと。

７　成果物

（１）以下のア～ソについて、県が指定する納期までに、紙と加工可能なデータで提出する

こと。

成果物（予定）	納期（予定）
ア　マルシェ出展者募集要領・申込書等様式	５月中旬
イ　出展者及び出展内容一覧表	８月中旬
ウ　イベント概要説明書	７月上旬
エ　事業実施に係る積算書	７月上旬
オ　ポスター・チラシ・ＳＮＳ等原稿	８月中旬
カ　イベント企画書（会場レイアウト図、イベントスケジュール、進行表、シナリオ等）	８月中旬
キ　フェスパンフレット	９月中旬
ク　商談会事業者・バイヤー募集要領・申込書等様式	５月中旬
ケ　商談会事業者・バイヤー一覧表	８月中旬
コ　商談の成約結果及びアンケート結果	１月中旬
サ　周遊キャンペーン飲食店一覧表	７月中旬
シ　周遊キャンペーンスタンプ資材（台紙はがき・スタンプ等）及びポスター	７月下旬
ス　アンケート集計結果	１１月中旬
セ　協賛者リスト・事業者等への報告書	１２月上旬
ソ　その他、県が必要と認める書類	―

（２）成果物に使用するすべての事項について、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

（３）作成したすべての成果物の著作権(著作権法第２７条及び２８条の権利を含む。)は県に帰属し、本事業終了後も県が無償で使用できるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

８　報告書の作成

ア　受託者は、委託業務終了後、速やかに委託業務完了報告書と合わせて、記録写真を含めた事業全体の報告書及び７の成果物を提出すること。

イ　報告書にはイベント来場者数やキャンペーン参加者数、出展事業者の売上、商談会の成約数等についてとりまとめ、本県農林水産業の発展に寄与する継続イベントとなるように、事業のフィードバックを行うこと。

（１）提出期限

令和８年３月１３日まで

（２）提出先

徳島県農林水産部とくしまブランド推進課

（３）部数

・委託業務完了報告書　１部

・事業実施(実績)報告書(成果物、収支決算書を含む)　１部

・その他成果報告物　１部

９　その他留意事項

（１）事業実施体制を構築するに当たり、責任者には本事業を実施するために必要な能力・経験を有する者を選任し、随時、県と連絡の取れる体制とすること。また、県の求めに応じて、随時、業務の進捗及び成果が分かる報告を行うこと。

（２）受託者は、イベントを開催するに当たって必要となる行政機関等（警察、消防、保健所、日本音楽著作権協会等）及び会場の施設管理者への連絡・調整・申請等、一切の手続を行うこととし、これらの業務は十分な知識・経験を有する者が行うこと。

（３）本仕様の定めにない内容であっても、本業務の目的にかなうと思われる方法がある場合は、積極的な提案を行うこと。

（４）実施内容等は、県と十分協議しながら進めることとするが、県及び受託者のいずれにもその責を帰すことのできない事由等により、本業務内容等が一部変更又は中止となる

場合がある。その場合においても、引き続き、受託者の責任により取り止め等の対応を行うものとする。

（５）業務の遂行に当たり発生した事故等は、受託者の責任で対処すること。ただし、県がその損害を県の責めに帰する事由により発生したものと認めた場合は、県もその損害を負担するものとし、負担額は県と受託者の協議で決定する。

（６）本業務を遂行する上で知り得た情報は、県の承認を得ること無く第三者に漏らしたり、当該業務以外の目的に使用しないこと。委託期間の終了または解除された後についても同様とする。

（７）関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受託者の責任において適切に行うこと。

（８）経費支出等の確認書類（請求書、支払書等）について確実に整理・保管し、県からの請求があった場合、速やかに提出すること。

（９）提案された内容はすべてにおいて実施することを確約するものではなく、内容等について県と受託者双方で調整の上実施することとする。また、災害や、感染症等の発生状況等により、事業内容の見直しを図る場合がある際は協議を行いながら、随時調整する。

◆想定スケジュール

	フェス	周遊キャンペーン
３月	選定開始・企画提案書提出・審査	
４月	契約締結	
５月	マルシェ・商談会等事業者募集開始 ステージイベント企画調整	参加店舗募集
６月		
７月	イベント概要決定 イベント概要広報	参加店舗決定 資材等配布 キャンペーン広報
８月	マルシェ・商談会等参加事業者決定 イベント企画書決定 ポスター・チラシ・ＳＮＳ広報	キャンペーン開始
９月	事業説明会 パンフレット配布	
１０月	フェスの開催	
１１月	アンケート集計	アンケート集計
１２月		
１月	商談成約調査	
２月		
３月	事業終了・実績報告	

【語句説明】

※１「とくしま特選ブランド」

徳島県産品の認知度向上と販路拡大、事業者の経営安定に資するため、県産品の中から、独自の魅力を持った徳島を代表する優れた商品を「とくしま特選ブランド」として令和７年３月５日時点で２１４点を認定。

※２「阿波ふうどスペシャリスト」

「徳島の食」を応援し、県と連携してその魅力をＳＮＳなどの手段を用いて発信していただく県内外の個人・店舗・法人・団体を令和７年３月５日時点で６４６名を認定。

※３「阿波ふうど繁盛店」

「阿波ふうどスペシャリスト」のうち、県内の飲食店を「阿波ふうど繁盛店」として、令和７年３月５日時点で２２４店舗を認定。